

指定管理者制度適用施設の概要・制度適用方法

1 施設の概要

(1) 名称	米子市都市公園（内浜区域）
(2) 所在地	米子市錦海町三丁目地内 外
(3) 構造	鉄筋コンクリート造平屋（管理事務所等） 木造平屋（東屋等） 等
(4) 敷地面積	635,743平方メートル ア 街区公園 40箇所 74,300平方メートル イ 近隣公園等 9箇所 486,200平方メートル ウ 都市計画法に基づき設置された緑地 54箇所 51,872平方メートル エ 都市公園に類似する施設 9箇所 23,371平方メートル
(5) 建築面積	1278.93平方メートル（区域内全建築施設合計）
(6) 主な施設内容	湊山公園管理事務所（34.9平方メートル）、湊山公園猿舎（253平方メートル）、駐車場、便所、東屋、藤棚、遊具 等
(7) 施設の設置目的（総合計画との関連性等）	人々のレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流の空間の確保等のため設置されている。
(8) 施設の現状	近隣公園等の大規模な施設は、遠足、スポーツイベント、レクリエーションの拠点として、多くの市民や教育機関によって活用されている。また、街区公園や緑地等の小規模な施設は、日常の遊びや集いといった地域の憩いの場として、幅広く利用されている。
(9) 施設の運営状況（令和6年度）の概要	ア 主な運営に係る企画 ・米子つつじまつりにおけるツツジの苗木（200本）の無料配布 ・湊山公園にて行われたボランティアによる「動物オブジェの色塗り」への協力 イ 管理運営費（支出額の合計） 95,291千円

## 2 制度適用方法

### (1) 指定の期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）

### (2) 業務の範囲及び管理の基準（主なもの）

- ア 施設、設備及び器具の維持管理に関すること。
- イ 施設等の利用に関すること（利用の許可に関するものを除く。）
- ウ 非常時における初動対応に関すること。
- エ その他の管理業務のうち、市長又は教育委員会に専属する権限に基づく事務を除くもの

### (3) 管理業務の処理体制

職員の適正配置のほか体制の整備。なお、統括責任者1人、これを補佐する者1人を定めておく。

### (4) 市が直接行う業務

- ア 市長に専属的に付与された行政処分（都市公園の行為許可など）
- イ アに係る諸設備に係る経費の取扱に関する業務

### (5) 管理業務の処理に必要な経費

指定管理者は、管理業務の処理に必要な経費を、指定管理料によって賄う。

### (6) その他の条件

- ア 指定管理者は、都市公園等の管理業務の処理に当たり、都市公園等の利用者で構成する団体その他関係団体との連携協力を努めなければならない。
- イ 市は、災害の発生その他特別の事情がある場合は、都市公園等を優先的に使用することがある。この場合において、指定管理者は、これに協力しなければならない。
- ウ 指定管理者は、市が実施する都市公園等における事業への協力を努めなければならない。
- エ 指定管理者は、原則として、米子市都市公園（内浜区域）の指定管理者に同時にすることはできない。